

川崎市多重債務者関係連絡会議設置要綱

(設置目的)

第1条 本市において、多重債務者問題に係る課題について、必要な事項を協議・検討・情報共有するとともに、緊密な連携を図ることにより、多重債務者問題の解決に総合的に取り組むため、川崎市多重債務者関係連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 多重債務者対策を円滑に推進するための情報共有に関すること
- (2) 多重債務者対策に係る協議及び連携に関すること
- (3) その他目的達成に必要な事項に関すること

(構成員)

第3条 会議の構成員は別表のとおりとする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

(会長)

第4条 会議に会長を置く。

- 2 会長は、経済労働局産業政策部消費者行政センター室長を充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、会議を代表する。
- 4 会長は、代理者を指名し、その職務を代行させることができる。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し議長を務める。

- 2 招集を受けた構成員に事故あるばあいは、当該委員の指名する者を代理として出席させることができる
- 3 会議は、議題により、構成員の一部を招集し、開催することができる。

(意見聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(情報等の取り扱い)

第7条 会議における情報、資料等の取り扱いについては、個人情報の保護に十分配慮するものとする。

(庶務)

第8条 会議の事務局は、経済労働局産業政策部消費者行政センターに置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

(別表)

川崎市多重債務者関係連絡会議 構成員

所	属
	財政局収納対策部収納対策課担当課長(収納強化担当)
	財政局収納対策部債権管理課長
	市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課長
	健康福祉局総務部企画課長
	健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長(保護指導担当)
	健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長(地域福祉担当)
	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課長
	健康福祉局医療保険部収納管理課長
	こども未来局保育・幼児教育部保育対策課長
	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課担当課長(指導・収納担当)
	教育委員会事務局学校教育部指導課長
	経済労働局産業政策部消費者行政センター室長